

# 公益社団法人日本口腔インプラント学会ハラスメント防止委員会運営内規

令和4年3月17日制定

## (目的)

第1条 この内規は、公益社団法人日本口腔インプラント学会ハラスメント防止委員会規程（令和3年12月12日制定及び施行。以下、「委員会規程」という。）第9条に基づき、ハラスメント防止委員会（以下、「本委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

## (運営方針)

第2条 本委員会は、職員が職場内において受けるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置を講じること、これにより職員の人格が尊重され、職員の十分な勤務能率の発揮と職務の円滑な運営を確保し、働きやすい良好な勤務環境づくりを促進することを運営の基本方針とする。

## (副委員長)

第3条 委員長は、委員の中から副委員長を指名することができる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

## (年次方針)

第4条 委員会は、委員会規程第6条（1）及び（2）に定める各業務その他について、年度ごとに基本方針を定め、これを行う。

## (措置等)

第5条 委員が委員会規程第6条（3）に定めるハラスメントに起因する問題を認識したとき、または次条に定める相談窓口において相談等を受けたときは、速やかに委員長にその内容を報告し、適切な対処や措置等を協議する。

2 委員長は、前項の協議の結果、相談等に対し次の各号のいずれかの方法により、対処または措置、あるいは委員会規程第6条（5）に定める事実調査（以下、これらを合わせて「対応」という。）を指示することができる。

（1）相談窓口による対応

（2）委員による対応。この場合、複数の委員を選任して部会を構成して対応させることができる。

（3）委員会の招集。この場合、招集された委員会において必要な対応を協議する。

3 前項各号に定めるいずれの対応がなされた場合も、委員長はその内容を委員会に報告しなければならない。

## (相談窓口の設置)

第6条 委員会は、委員会規程第6条（4）に定める相談窓口を設置する。

2 委員長は、委員または外部有識者をもって相談窓口となる者を選任する。

3 相談窓口が相談もしくは通報（以下、「相談等」という）を受ける対象は、ハラスメントを受けた者に限定されない。

4 相談等を受け付ける方法は、原則として郵便またはメールとする。

（調停又は事実調査）

第7条 委員会が、委員会規程第6条（5）に定める調停又は事実調査を行うにあたっては、中立、公正を確保するものとし、その手続の詳細については、必要に応じて委員会が別途定めるところによる。

2 調停手続は、必ず委員長の発議に基づき委員会の決議を経なければならない。

（理事長への報告）

第8条 委員長は、理事長に対し、少なくとも年に1回、業務の状況を報告しなければならない。

（改 廃）

第9条 本内規の変更は、委員長の発議に基づき本委員会の議決をもって行うことができる。

附則 本内規は、令和4年3月17日から施行する。

附則 本内規は、令和4年6月13日に一部改正し、同日から施行する。